

加西市善意銀行 防犯カメラ設置事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 地域の見守り力の向上を図るため、また、安全安心のまちづくりを目指し、地域犯罪の発生を抑制し市民の不安感の解消と、今社会の大きな課題である認知症等行方不明者の捜索に有効活用するため、地域団体が防犯カメラ設置に要した経費の一部に対して助成を行う。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ：犯罪の予防と認知症施策（行方不明の捜索等）を目的として、公道等不特定多数が利用する場所を撮影するために常設する映像機器で、映像の表示又は記録の性能を有するものをいう。
- (2) 地域団体：市内のまちづくり防犯グループ（自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会、まちづくり協議会等）で、次に掲げる要件を満たす団体をいう。
 - ア 一定の地域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること。
 - イ 活動を行う地域の多数の世帯・住民で構成されていること。
 - ウ 活動を行う地域の世帯・住民が自由に加入できること。
 - エ 規約や代表者を決めていること。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付対象となる地域団体は、加西市防犯カメラ設置事業（以下「市補助事業」という。）の補助金の交付を受けた団体とする。

(助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費は、防犯カメラの設置に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 防犯カメラの購入に要する経費
- (2) 防犯カメラの取付工事に要する経費

(助成金額)

第5条 助成金額は、防犯カメラ設置1箇所につき、25,000円を上限とし、予算の範囲内で交付する。

(助成金の交付申請及び請求)

第6条 助成金の交付を受けようとする地域団体は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 加西市善意銀行 防犯カメラ設置事業助成金交付申請及び請求書(様式第1号)
- (2) 市補助事業の提出書類の写し
 - ア 加西市防犯カメラ設置事業補助金確定通知書(様式第5号)の写し
 - イ 加西市防犯カメラ設置事業補助金実績報告書(様式第4号)の写し
 - ウ 市補助事業の「収支決算書」の写し

(助成金の決定及び交付)

第7条 理事長は、前条の書類を受理したときは速やかにその内容を審査し、助成金の交付決定に適合すると認めるときは、加西市善意銀行 防犯カメラ設置事業助成金交付決定通知書(様式第2号)により助成団体に通知するものとする。また、前条の書類を受理した日から起算して、1か月以内に助成金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 理事長は、助成団体が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の方法により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金をその目的以外に使用したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

令和 年 月 日

加西市社会福祉協議会理事長 様

団体名

代表者名

住所

電話番号

加西市善意銀行 防犯カメラ設置事業助成金交付申請及び請求書

加西市善意銀行 防犯カメラ設置事業助成金として、下記金額を交付申請し請求します。

記

1 防犯カメラ設置箇所数 箇所

2 助成金申請及び請求額 円

3 添付書類

- ① 加西市防犯カメラ設置事業補助金確定通知書(様式第5号)の写し
- ② 加西市防犯カメラ設置事業補助金実績報告書(様式第4号)の写し
- ③ 市補助事業の「収支決算書」の写し

4 助成金振込先

金融機関名		支店名	
口座番号			
フリガナ 口座名義			